

大竹市木造住宅耐震化促進支援事業

地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、所有者等が自ら行う耐震化に取り組む費用の一部を補助する制度を国、県とともに創設しています。

受付期間 令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）

※予算に達し次第、受付を終了します。

1 対象となる住宅

次のすべてに当てはまる住宅です。

大竹市内にある、

- ① 申請者が所有又は居住しているものであること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- ④ 地階を除く階数が2以下であること。
- ⑤ 構造は在来軸組構法又は伝統的構法であること。
- ⑥ 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- ⑦ 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。

2 対象となる工事・要件

耐震改修工事		
補助対象	耐震改修に要する費用	
補助率	80%	
限度額	115万円	57.5万円
区域要件	居住誘導区域内にある住宅	居住誘導区域外にある住宅

現地建替え工事	
補助対象	現地建替えに要する費用
補助率	80%
限度額	115万円
区域要件	居住誘導区域内に建替える住宅

非現地建替え工事・除却工事	
補助対象	除却工事に要する費用
補助率	23%
限度額	97万8千円6百円
区域要件	非現地建替え工事の場合、居住誘導区域内に建替える住宅 除却工事の場合、市内にある耐震性のある住宅に住み替える

耐震シェルター等設置工事	
補助対象	設置工事に要する費用
補助率	23%
限度額	12万5千円
区域要件	市内にある住宅

段階的耐震改修工事	
補助対象	部分的耐震改修に要する費用
補助率	23%
限度額	30万円
区域要件	市内にある住宅

3 申請の注意点

- 設計・工事を契約する前に申請をお願いします。工事の着手前であっても契約後の申請は補助の対象外となります。ご注意ください。
- 予算が無くなり次第、受付を終了します。

事業の実施方法

この事業は、①交付申請 ②交付決定 ③着手届 ④完了実績報告 ⑤請求の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 交付申請

補助対象事業を行う方は、受付開始以降にお申込みください。

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。



審査

② 交付決定

交付申請を受けて、内容の審査を行い交付又は不交付の決定を申請者に通知します。交付決定の通知を受けて**契約**してください。



契約

③ 着手届

契約後、工事に着手する前に、着手届を提出してください。



着手

④ 完了実績報告

工事完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間 工事完了後30日以内、かつ 令和9年2月26日（金）まで】

※ 業者の工事代金支払いの請求書及び領収書の写しが必要です。



交付確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

⑤ 請求

補助金請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

※ 申請に必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

問合せ・書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00]

ホームページ：<https://www.city.otake.hiroshima.jp/>